

医療費が毎年増え続けています。その理由として、医療の高度化、治療期間の長い成人病などの増加、医療費の改定などが挙げられます。

国民健康保険（国保）は、加入者のみなさんが医療費の一定割合を保険料として収めていただくことで成り立っています。

医療費が増えれば、必然的に保険料も高くなります。また、当然みなさんが医療機関の窓口で支払う一部負担額も増えることになります。

みんなの国保(医療費)をたいせつに

次の点に心がけ、健康に気を配り医療費を増やさないようにしましょう。

- ①重複受診はさける ②できるだけ診療時間内に受診
- ③必要以上の投薬を求めない ④健康診断を受け、早期発見・早期治療を
- ⑤かかりつけ医に日頃から相談する

■問い合わせ先 保険年金課 (☎20-3203)



法律相談

とき 10月15日(水) 午後1時～4時
ところ 市役所本庁舎6階 第4会議室
定員 8人(先着順)
予約受付 10月6日(月) 午前8時30分～
申し込み先 市民参画課 (☎20-3158)

行政相談

とき 10月2日(木) 午後1時30分～4時
10月27日(月) 午後1時～4時
10月27日(月) 午後1時30分～4時
ところ 10月2日/市役所1階市民談話室
10月21日/県民文化会館【合同行政相談所】
10月27日/トスク本店インフォメーションルーム
問い合わせ先 鳥取行政評価事務所 (☎24-15541)

法の日記念無料法律相談

とき 10月1日(水) 午前10時～午後3時
ところ 鳥取県司法書士会館1階(西町)

とき 10月1日(水) 午前10時～午後3時
ところ さざんか会館1階 第2会議室
問い合わせ先 鳥取地方法務局総務課 (☎22-2191)

とき 10月3日(金) 午前10時～午後4時
ところ 鳥取県司法書士会館1階(西町)

司法書士法律相談

法務行政相談

行政書士無料相談

とき 10月8日(水) 午前10時～午後3時
ところ 市役所1階市民談話室
内容 官公署への許認可申請書の作成、相続などについて
問い合わせ先 鳥取県行政書士会東部支部 (☎21-1461)

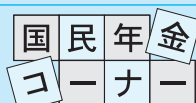
対象 女性

内容 登記・相続・供託・訴訟書類の作成などについて
問い合わせ先 鳥取県司法書士会 (☎24-7013)

女性なんでも相談

相談内容 子育てに関すること
▽法律に関すること(セクハラ・離婚など法律的な問題)
▽一般(健康・家族・職場や近所での人間関係など)
相談日 子育て・一般/10月11日(土)、14日(火) 午後1時～3時
▽法律/10月14日(火) 午後1時～4時、10月23日(木) 午前9時～正午
ところ 輝なんせ鳥取(福祉文化会館内)
予約受付 9月19日(金) 午前8時30分～(先着順)
申し込み先 男女共同参画センター (☎24-2704)

国民年金保険料の納付は、お得な前納制度を



保険料の納め忘れがあると、老後の生活の支えとなる老齢基礎年金の年金額が少なくなったり、受けられなくなることがあります。保険料はきちんと納めましょう。未納のままにしておくと、障害基礎年金や遺族年金が受けられない場合もあります。

納め忘れがなく、毎月の手間も省ける前納制度をぜひご利用ください。この制度は、定められた期間の保険料をまとめて前納する制度で、割引があり大変お得です。

例えば 平成15年10月から平成16年3月までの6ヶ月分を前納すると…

前納する月	平成15年10月
毎月納付	79,800円 (13,300円×6ヶ月)
前納すると	79,150円
割引額	650円

また、口座振替を利用すれば、毎月、または前納で自動的に引き落としされますのでとても便利です。

前納制度については鳥取社会保険事務所 (☎27-8311)へ

■問い合わせ先 保険年金課 (☎20-3205)

地域や土地によって評価額に対する税負担に格差がある(同じ評価額であっても税額計算の基となる課税標準額が異なる)のは、税負担の公平の観点から問題があるため、平成9年度以降、負担水準(評価額に対する前年度課税標準額の割合)の均衡化を図る調整措置がとられています。



【固定資産税】

土地(宅地など)の課税標準額の調整措置

具体的には、負担水準の高い土地は引き下げたり据え置いたりしている一方、負担水準の低い土地は緩やかに引き上げていく仕組みとなっています。このため、負担水準の低い土地については、評価額が下がっても税額が上昇することがあります。

■問い合わせ先 固定資産税課 (☎20-3132)